

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考						
<p><u>(地震・火災等発生時の対応)</u></p> <p><u>第17条 各GMは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>(1) 震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</u></p> <p><u>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。</u></p> <p><u>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 防災安全GMは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{※2}。</u></p> <p><u>(2) 防災安全GMは、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</u></p> <p><u>(3) 防災安全GMは、初期消火活動を行うため、表17に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</u></p> <p><u>(4) 当直長は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</u></p> <p><u>(5) 各GMは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後発電所内^{※3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>(6) 防災安全GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</u></p> <p><u>表17</u></p> <table border="1" data-bbox="127 1066 923 1236"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※4}</td> <td>1台^{※5}</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3. 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、主任技術者及び各GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p><u>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</u></p> <p><u>※2：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</u></p> <p><u>※3：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物、系統及び機器とする。</u></p> <p><u>※4：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</u></p> <p><u>※5：化学消防自動車が、点検又は故障の場合には、※4に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</u></p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上	<p><u>17条～17条の9に変更</u></p>	
設備	数量							
化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}							
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上							

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(電源機能等喪失時の体制の整備)</u> <u>第17条の2</u> <u>組織は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に係る計画を策定する。</u> <u>(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u> <u>(2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</u> <u>(3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホース及びその他資機材の配備</u> <u>2. 組織は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</u> <u>3. 組織は、第1項及び第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p>	<p><u>17条～17条の9に変更</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>※1：重大事故等対処設備を設置若しくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施し、大規模損壊対応で用いる大型化学高所放水車、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を設置若しくは改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに実施する。なお、運転員、緊急時対策要員又は自衛消防隊を新たに認定する場合は、第12条第2項及び第4項の体制に入るまでに実施する。</u></p> <p><u>(電源機能等喪失時の体制の整備)</u></p> <p><u>第17条の9</u></p> <p><u>[1号炉，2号炉，3号炉，4号炉，5号炉及び6号炉]</u></p> <p><u>組織は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合、あるいは使用済燃料プールの冷却水の維持が困難な場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</u></p> <p><u>(3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホース及びその他資機材の配備</u></p> <p><u>2. 組織は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</u></p> <p><u>3. 組織は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)</p> <p>第74条 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p><u>3. 第1項及び第2項の実施については、第73条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</u></p> <p><u>4. 各GMは、第1項又は第2項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</u></p> <p><u>5. 第1項及び第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</u></p> <p><u>6. 各GMは、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※2}を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</u></p> <p><u>7. 各GMは、第1項又は第2項を実施する場合、第73条第3項及び第8項に準拠する。</u></p> <p><u>8. 第1項及び第2項において、要求される措置又は安全措置を実施できなかった場合、各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</u></p> <p><u>9. 各GMは、第2項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は主任技術者に報告する。</u></p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)</p> <p>第74条 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、<u>原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u></p> <p><u>3. 各GMは、表74で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※2}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u></p> <p><u>4. 第1項、第2項及び第3項の実施については、第73条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</u></p> <p><u>5. 各GMは、第1項、第2項又は第3項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</u></p> <p><u>6. 第1項、第2項及び第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</u></p> <p><u>7. 各GMは、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※3}を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</u></p> <p><u>8. 各GMは、第1項、第2項又は第3項を実施する場合、第73条第3項及び第8項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「保全作業時の措置」に読み替えるものとする。</u></p> <p><u>9. 第1項又は第3項において、要求される措置、保全作業時の措置を実施できなかった場合又は第2項において安全措置を実施できなかった場合、各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</u></p> <p><u>10. 各GMは、第2項に基づく保全作業及び第3項において、完了時間を超えて保全作業を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。</u></p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2：表74に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※3：保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後				備考																				
	<p>表7.4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1380 268 1576 363">関連条文</th> <th data-bbox="1576 268 1857 363">点検対象設備</th> <th data-bbox="1857 268 2050 363">第7.4条 適用時期</th> <th data-bbox="2050 268 2353 363">保全作業時の措置</th> <th data-bbox="2353 268 2582 363">実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1380 363 1576 541"> <p>第5.7条 第6.6条 (66-14-1)</p> </td> <td data-bbox="1576 363 1857 541"> <p>・中央制御室非常用 換気空調系^{※4}</p> </td> <td data-bbox="1857 363 2050 541"> <p>第5.7条の適用される原子炉の状態</p> </td> <td data-bbox="2050 363 2353 541"> <p>・中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。</p> </td> <td data-bbox="2353 363 2582 541"> <p>点検前^{※5} その後、10日に1回</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 541 1576 1010"> <p>第5.8条の3</p> </td> <td data-bbox="1576 541 1857 1010"> <p>・外部電源</p> </td> <td data-bbox="1857 541 2050 1010"> <p>運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換</p> </td> <td data-bbox="2050 541 2353 1010"> <p>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</p> <p>・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{※6}する。</p> </td> <td data-bbox="2353 541 2582 1010"> <p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5} 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 1010 1576 1617"> <p>第6.6条 (66-9-2)</p> </td> <td data-bbox="1576 1010 1857 1617"> <p>・燃料プール冷却浄化系を構成する弁</p> </td> <td data-bbox="1857 1010 2050 1617"> <p>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p> </td> <td data-bbox="2050 1010 2353 1617"> <p>・使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。</p> <p>・燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの注水が動作可能であることを確認する。</p> <p>・残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が評価時間内に実施可能であることを管理的手段で確認する。</p> </td> <td data-bbox="2353 1010 2582 1617"> <p>点検前^{※5}</p> <p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5}</p> </td> </tr> </tbody> </table>				関連条文	点検対象設備	第7.4条 適用時期	保全作業時の措置	実施頻度	<p>第5.7条 第6.6条 (66-14-1)</p>	<p>・中央制御室非常用 換気空調系^{※4}</p>	<p>第5.7条の適用される原子炉の状態</p>	<p>・中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。</p>	<p>点検前^{※5} その後、10日に1回</p>	<p>第5.8条の3</p>	<p>・外部電源</p>	<p>運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換</p>	<p>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</p> <p>・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{※6}する。</p>	<p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5} 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回</p>	<p>第6.6条 (66-9-2)</p>	<p>・燃料プール冷却浄化系を構成する弁</p>	<p>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p>	<p>・使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。</p> <p>・燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの注水が動作可能であることを確認する。</p> <p>・残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が評価時間内に実施可能であることを管理的手段で確認する。</p>	<p>点検前^{※5}</p> <p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5}</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>
関連条文	点検対象設備	第7.4条 適用時期	保全作業時の措置	実施頻度																					
<p>第5.7条 第6.6条 (66-14-1)</p>	<p>・中央制御室非常用 換気空調系^{※4}</p>	<p>第5.7条の適用される原子炉の状態</p>	<p>・中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。</p>	<p>点検前^{※5} その後、10日に1回</p>																					
<p>第5.8条の3</p>	<p>・外部電源</p>	<p>運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換</p>	<p>・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。</p> <p>・所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{※6}する。</p>	<p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5} 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回</p>																					
<p>第6.6条 (66-9-2)</p>	<p>・燃料プール冷却浄化系を構成する弁</p>	<p>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p>	<p>・使用済燃料プールの温度上昇評価を実施する。</p> <p>・燃料プール代替注水系による使用済燃料プールの注水が動作可能であることを確認する。</p> <p>・残留熱除去系による使用済燃料プールの除熱が評価時間内に実施可能であることを管理的手段で確認する。</p>	<p>点検前^{※5}</p> <p>点検前^{※5} その後、毎日1回</p> <p>点検前^{※5}</p>																					

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後					備考
	<p><u>関連条文</u></p>	<p><u>点検対象設備</u></p>	<p><u>第74条 適用時期</u></p>	<p><u>保全作業時の措置</u></p>	<p><u>実施頻度</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>
<p><u>第66条 (66-9-3)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）</u> ・<u>使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）</u> ・<u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ，低レンジ）</u> ・<u>使用済燃料貯蔵プール監視カメラ（使用済貯蔵プール監視カメラ用空冷装置含む）</u> 	<p><u>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が6.5℃以下であることを確認する。</u> 	<p><u>点検前^{※5} その後，毎日1回</u></p>		
			<ul style="list-style-type: none"> ・<u>残りの要素が監視可能であることを確認する。</u> 	<p><u>点検前^{※5} その後，毎日1回</u></p>		
<p><u>第66条 (66-12-3)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>号炉間電力融通ケーブル（常設）</u> ・<u>号炉間電力融通ケーブル（可搬型）</u> 	<p><u>冷温停止 燃料交換</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{※6}する。</u> 	<p><u>点検前^{※5} 点検期間が完了時間（30日）を超えて点検を実施する場合は，その後，1ヶ月に1回</u></p>		
<p><u>第66条 (66-12-6)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>AM用MCC</u> ・<u>AM用切替盤</u> ・<u>AM用操作盤</u> ・<u>AM用動力変圧器</u> ・<u>緊急用断路器</u> ・<u>緊急用電源切替箱接続装置</u> ・<u>緊急用電源切替箱断路器</u> 	<p><u>冷温停止 燃料交換</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>所要の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを確認^{※6}する。</u> 	<p><u>点検前^{※5} 点検期間が完了時間（3日）を超えて点検を実施する場合は，その後，1週間1回</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後					備 考
	<u>関連条文</u>	<u>点検対象設備</u>	<u>第74条 適用時期</u>	<u>保全作業時の措置</u>	<u>実施頻度</u>	原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）
<u>第66条 (66-14-1)</u>	・中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・6号炉及び7号炉の中央制御室換気空調系1系列が動作可能であることを確認する。 ・カードル式空気ポンベユニットによる中央制御室退避室の加圧ができることを確認する。	点検前 ^{※5} その後、10日に1回		
<u>第66条 (66-15-1)</u>	・モニタリングポスト用発電機	冷温停止 燃料交換	・代替品を確保する。	点検前 ^{※5}		
<u>第66条 (66-16-1)</u>	・5号炉原子炉建屋緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・5号炉原子炉建屋緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※5} その後、10日に1回		
<u>第66条 (66-16-2)</u>	・5号炉原子炉建屋緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・5号炉原子炉建屋緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であることを確認する。	点検前 ^{※5} その後、10日に1回		
<u>第66条 (66-16-3)</u>	・交流分電盤 ・負荷変圧器	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	・6号炉又は7号炉の非常用ディーゼル発電機から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電が可能であることを確認 ^{※6} する。	点検前 ^{※5} 点検期間が完了時間（10日）を超えて点検を実施する場合は、その後、1ヶ月に1回		
※4：6号炉及び7号炉の中央制御室非常用換気空調系の中央制御室バウンダリを構成する隔離弁及びダクト（外気の入取、排気のライン）等をいう。 ※5：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。						

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p>※6：「動作可能であることを確認」とは、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合、非常用ディーゼル発電機3台を起動し、冷温停止及び燃料交換の場合は、非常用ディーゼル発電機2台^{※7}を起動し動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：非常用ディーゼル発電機に非常用発電機1台を含めることができる。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																		
<p>(緊急作業従事者の選定)</p> <p>第109条の2 防災安全GMは、次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業^{※1}に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 表109の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 表109の2の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する要員にあっては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表109の2</p> <table border="1" data-bbox="127 789 1207 1199"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>関係法令</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い^{※2}</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急作業とは、法令に定める緊急時の線量限度が必要となる作業をいう。</p> <p>^{※2}：兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 第17条第2項、第17条の2第1項、第112条、第118条のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練 	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	関係法令	0.5時間以上	訓練	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※2}	3時間以上	<p>(緊急作業従事者の選定)</p> <p>第109条の2 防災安全GMは、次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業^{※1}に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 表109の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 表109の2の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する要員にあっては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表109の2</p> <table border="1" data-bbox="1380 789 2460 1199"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>関係法令</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法^{※2}</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い^{※3}</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急作業とは、法令に定める緊急時の線量限度が必要となる作業をいう。</p> <p>^{※2}：兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 第17条の7第3項、第17条の9第1項、第118条のうち、緊急作業の方法に関する訓練 <p>^{※3}：兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 第17条第1項、第17条の7第3項、第17条の8第1項、第17条の9第1項、第112条、第118条のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練 	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	関係法令	0.5時間以上	訓練	緊急作業の方法 ^{※2}	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※3}	3時間以上	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p>
分類	項目	時間																																		
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上																																		
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上																																		
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																																		
	関係法令	0.5時間以上																																		
訓練	緊急作業の方法	3時間以上																																		
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※2}	3時間以上																																		
分類	項目	時間																																		
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上																																		
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上																																		
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																																		
	関係法令	0.5時間以上																																		
訓練	緊急作業の方法 ^{※2}	3時間以上																																		
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※3}	3時間以上																																		

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(通報経路) 第111条 防災安全GMは、緊急事態が発生した場合の社内及び国、県、市村等の社外関係機関との通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p>	<p>(通報経路) 第111条 防災安全GMは、警戒事態該当事象が発生した場合 又は特定事象が発生した場合の社内及び国、県、市村等の社外関係機関との連絡経路又は通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(通報)</p> <p>第113条 当直長等は、<u>原子炉施設に異常が発生し、その状況が緊急事態である</u>場合は、第111条に定める<u>通報</u>経路にしたがって、所長に<u>通報</u>する。</p> <p>2. 所長は、<u>緊急事態</u>の発生について<u>通報</u>を受け、<u>又は</u>自ら発見した場合は、第111条に定める<u>通報</u>経路にしたがって、社内及び社外関係機関に通報する。</p>	<p>(通報)</p> <p>第113条 当直長等は、<u>警戒事態該当事象が発生した場合又は特定事象が発生した場合は</u>、第111条に定める<u>経路</u>にしたがって、所長に<u>報告</u>する。</p> <p>2. 所長は、<u>警戒事態該当事象の発生又は特定事象の発生</u>について<u>報告</u>を受け、<u>若しくは</u>自ら発見した場合は、第111条に定める<u>経路</u>にしたがって、社内及び社外関係機関に<u>連絡又は</u>通報する。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(<u>緊急時</u>態勢の発令)</p> <p>第114条 所長は、<u>緊急事態が発生</u>した場合は、<u>緊急時態勢</u>を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。</p>	<p>(<u>原子力防災</u>態勢の発令)</p> <p>第114条 所長は、<u>警戒事態該当事象の発生又は特定事象の発生について報告を受け、若しくは自ら発見</u>した場合は、<u>原子力防災態勢</u>を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。<u>所長は、原子力防災態勢を発令した場合は、直ちに原子力運営管理部に報告する。</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(応急措置)</p> <p>第115条 本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急事態において次の応急措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警備及び避難誘導 (2) 放射能影響範囲の推定 (3) 医療活動 (4) 消火活動 (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置 	<p>(応急措置)</p> <p>第115条 本部長は、原子力防災組織を統括し、原子力防災態勢を発令した場合において次の応急措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警備及び避難誘導 (2) 放射能影響範囲の推定 (3) 医療活動 (4) 消火活動 (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置 	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(<u>緊急時</u>態勢の解除)</p> <p>第117条 本部長は、事象が収束し、<u>緊急時</u>態勢を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、<u>緊急時</u>態勢を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。</p>	<p>(<u>原子力防災</u>態勢の解除)</p> <p>第117条 本部長は、事象が収束し、<u>原子力防災</u>態勢を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、<u>原子力防災</u>態勢を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第8章 施設管理</p> <p><u>(施設管理計画)</u> 第107条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」を含む要求事項への適合を維持し、<u>原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1. <u>用語の定義</u> <u>保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。</u> <u>工事：補修、取替え及び改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。</u> <u>作業管理：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。</u></p> <p>2. <u>施設管理の実施方針及び施設管理目標</u> (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理</u>の実施方針を定める。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、<u>第107条の6</u>に定める<u>長期施設管理方針</u>を策定又は変更した場合には、<u>長期施設管理方針</u>に従い保全を実施することを<u>施設管理</u>の実施方針に反映する。 (3) 組織は、<u>施設管理</u>の実施方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るための<u>施設管理目標</u>を設定する。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ<u>施設管理目標</u>の見直しを行う。</p> <p>3. <u>保全プログラムの策定</u> 組織は、2.の<u>施設管理目標</u>を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. <u>保全対象範囲の策定</u> 組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (3) <u>原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</u></p> <p><u>(4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</u> <u>(5) その他自ら定める設備</u></p>	<p style="text-align: center;">第8章 施設管理</p> <p><u>(施設管理計画)</u> 第107条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」を含む要求事項への適合を維持し、<u>原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1. <u>用語の定義</u> <u>保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。</u> <u>工事：補修、取替え及び改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。</u> <u>作業管理：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。</u></p> <p>2. <u>施設管理の実施方針及び施設管理目標</u> (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理</u>の実施方針を定める。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、<u>第107条の6</u>に定める<u>長期施設管理方針</u>を策定又は変更した場合には、<u>長期施設管理方針</u>に従い保全を実施することを<u>施設管理</u>の実施方針に反映する。 (3) 組織は、<u>施設管理</u>の実施方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るための<u>施設管理目標</u>を設定する。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ<u>施設管理目標</u>の見直しを行う。</p> <p>3. <u>保全プログラムの策定</u> 組織は、2.の<u>施設管理目標</u>を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. <u>保全対象範囲の策定</u> 組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (3) <u>原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</u> <u>(4) 自主対策設備^{※1}（7号炉）</u> <u>(5) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</u> <u>(6) その他自ら定める設備</u></p> <p><u>※1：自主対策設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</u></p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p>

変更前	変更後	備考
<p>5. <u>施設管理の重要度</u>の設定 組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の<u>施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度</u>を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1) 又は (2) に基づき設定する。 <u>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p><u>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5. の<u>施設管理の重要度</u>を踏まえ、<u>施設管理目標の中で</u>プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>i. 7000 臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数 ii. 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数 iii. 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の<u>施設管理の重要度</u>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>i. 予防可能故障 (MPFF) 回数 ii. 非待機 (UA) 時間^{※1}</p> <p>※1：非待機 (UA) 時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する <u>(以下、本条において同じ。)</u>。</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>i. 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。 ii. 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績及び第4章第3節 (運転上の制限) 第19条から第71条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p>	<p>5. <u>施設管理の重要度</u>の設定 組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の<u>施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度</u>を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため<u>重大事故等対処設備 (7号炉) に該当すること及び</u>重要度分類指針の重要度に基づき、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1) 又は (2) に基づき設定する。 <u>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p><u>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5. の<u>施設管理の重要度</u>を踏まえ、<u>施設管理目標の中で</u>プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>i. 7000 臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数 ii. 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数 iii. 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の<u>施設管理の重要度</u>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能<u>並びに重大事故等対処設備 (7号炉)</u>に対して以下のものを設定する。</p> <p>i. 予防可能故障 (MPFF) 回数 ii. 非待機 (UA) 時間^{※2}</p> <p>※2：非待機 (UA) 時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する <u>(以下、本条において同じ。)</u>。</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>i. 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。 ii. 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績及び第4章第3節 (運転上の制限) 第19条から第71条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更 (新規基準の施行に伴う変更)</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更 (新規基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画 (7. 1 参照)</p> <p>b) <u>設計及び工事の計画</u> (7. 2 参照)</p> <p>c) 特別な保全計画 (7. 3 参照)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の<u>施設管理の重要度</u>を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i. 時間基準保全</p> <p>ii. 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>i. 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 状態監視データの具体的採取方法</p>	<p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画 (7. 1 参照)</p> <p>b) <u>設計及び工事の計画</u> (7. 2 参照)</p> <p>c) 特別な保全計画 (7. 3 参照)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の<u>施設管理の重要度</u>を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i. 時間基準保全</p> <p>ii. 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>i. 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 状態監視データの具体的採取方法</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>②機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目，評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>③状態監視データ採取頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>ii. 巡視点検を実施する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>①巡視点検の具体的方法</p> <p>②構築物，系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目，評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>iii. 定例試験を実施する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>①定例試験の具体的方法</p> <p>②構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は，機能喪失の発見後，修復を実施する前に，修復方法，修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p><u>(4) 組織は，点検を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※²により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</u></p> <p>a) <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b) <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目，評価方法及び管理基準</u></p> <p>c) <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p>※²：事業者検査とは，点検及び工事に伴うリリースのため，点検及び工事とは別に，要求事項への適合を確認する合否判定行為であり，第107条の4による使用前事業者検査および第107条の5による定期事業者検査をいう(以下，本条において同じ。)</p>	<p>②機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目，評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>③状態監視データ採取頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>ii. 巡視点検を実施する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>①巡視点検の具体的方法</p> <p>②構築物，系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目，評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>iii. 定例試験を実施する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>①定例試験の具体的方法</p> <p>②構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は，機能喪失の発見後，修復を実施する前に，修復方法，修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p><u>(4) 組織は，点検を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※³により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</u></p> <p>a) <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b) <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目，評価方法及び管理基準</u></p> <p>c) <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p>※³：事業者検査とは，点検及び工事に伴うリリースのため，点検及び工事とは別に，要求事項への適合を確認する合否判定行為であり，第107条の4による使用前事業者検査および第107条の5による定期事業者検査をいう(以下，本条において同じ。)</p>	<p>記載の適正化</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>7. 2 <u>設計及び工事の計画</u>の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>設計及び工事</u>を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた<u>設計及び工事の計画</u>を策定する。また、<u>安全上重要な機器及び構造物の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※3の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを<u>事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) <u>事業者検査及び試験等</u>の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査及び試験等</u>の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) <u>事業者検査及び試験等</u>の実施時期</p> <p><u>※3：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</u></p> <p>7. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画に<u>従って</u>保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第107条の2による設計管理及び第107条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>保全</u>の結果について記録する。</p> <p>9. <u>保全</u>の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<u>※4</u>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p>	<p>7. 2 <u>設計及び工事の計画</u>の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>設計及び工事</u>を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた<u>設計及び工事の計画</u>を策定する。また、<u>安全上重要な機器及び構造物の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※4の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを<u>事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) <u>事業者検査及び試験等</u>の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査及び試験等</u>の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) <u>事業者検査及び試験等</u>の実施時期</p> <p><u>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</u></p> <p>7. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画に<u>従って</u>保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第107条の2による設計管理及び第107条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>保全</u>の結果について記録する。</p> <p>9. <u>保全</u>の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<u>※5</u>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(3)</u> 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 不適合管理，是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa)及びb)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa)及びb)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</u></p> <p>a) <u>保全</u>を実施した構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p><u>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</u></p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c) トラブルなど運転経験</p> <p>d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果</p> <p>e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f) リスク情報，科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物，系統及び機器の保全方式を変更する場合には、7. 1に基づき保全方式を選定する。また、構築物，系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価</p> <p>b) 劣化トレンドによる評価</p> <p>c) 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>12. <u>施設管理</u>の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11.の保全の有効性評価の結果及び2.の<u>施設管理目標</u>の達成度から、定期的に<u>施設管理</u>の有効性を評価し、<u>施設管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、<u>施設管理</u>の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p><u>(3)</u> 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 不適合管理，是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa)及びb)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa)及びb)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</u></p> <p>a) <u>保全</u>を実施した構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p><u>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</u></p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c) トラブルなど運転経験</p> <p>d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果</p> <p>e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f) リスク情報，科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物，系統及び機器の保全方式を変更する場合には、7. 1に基づき保全方式を選定する。また、構築物，系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価</p> <p>b) 劣化トレンドによる評価</p> <p>c) 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>12. <u>施設管理</u>の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11.の保全の有効性評価の結果及び2.の<u>施設管理目標</u>の達成度から、定期的に<u>施設管理</u>の有効性を評価し、<u>施設管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、<u>施設管理</u>の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>記載の適正化</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>1 3. 構成管理</u> <u>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u> <u>(1) 設計要件 (第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。)</u> <u>(2) 施設構成情報 (第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。)</u> <u>(3) 物理的構成 (実際の構築物、系統及び機器をいう。)</u></p> <p><u>1 4. 情報共有</u> 組織は、<u>保全</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> <p><u>(設計管理)</u> <u>第107条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更</u><u>に該当するかどうかを判断する。</u> <u>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</u> <u>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</u> <u>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置 (変更) 許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u> <u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u> <u>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u> <u>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p> <p><u>(作業管理)</u> <u>第107条の3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u> <u>2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u> <u>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u> <u>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u> <u>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u> <u>(4) 作業工程の管理</u> <u>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</u> <u>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</u> <u>(7) 第7章に基づく放射線管理</u> <u>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査の実施)</u> <u>第107条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出 (以下、本条において「設工認」という。) の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査 (以下、本条において「検査」という。) を統括する。</u> <u>2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</u> <u>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査</u></p>	<p><u>1 3. 構成管理</u> <u>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u> <u>(1) 設計要件 (第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。)</u> <u>(2) 施設構成情報 (第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。)</u> <u>(3) 物理的構成 (実際の構築物、系統及び機器をいう。)</u></p> <p><u>1 4. 情報共有</u> 組織は、<u>保全</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> <p><u>(設計管理)</u> <u>第107条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更</u><u>に該当するかどうかを判断する。</u> <u>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</u> <u>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</u> <u>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置 (変更) 許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u> <u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u> <u>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u> <u>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p> <p><u>(作業管理)</u> <u>第107条の3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u> <u>2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u> <u>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u> <u>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u> <u>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u> <u>(4) 作業工程の管理</u> <u>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</u> <u>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</u> <u>(7) 第7章に基づく放射線管理</u> <u>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査の実施)</u> <u>第107条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出 (以下、本条において「設工認」という。) の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査 (以下、本条において「検査」という。) を統括する。</u> <u>2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</u> <u>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</u></p> <p><u>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書*¹を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>a) 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>b) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a) 及び b) の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>(定期事業者検査の実施)</u></p> <p><u>第107条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管又は点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</u></p> <p><u>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</u></p> <p><u>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書*¹を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>(1) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>(2) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</u></p>	<p><u>の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</u></p> <p><u>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書*¹を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>a) 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>b) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a) 及び b) の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>(定期事業者検査の実施)</u></p> <p><u>第107条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管又は点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</u></p> <p><u>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</u></p> <p><u>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書*¹を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>(1) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>(2) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(3) (1) (2)による方法のほか、「<u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u>」</p> <p>5. <u>検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p>(1) <u>第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u></p> <p>(2) <u>検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p>6. <u>検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p>7. <u>各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p>(2) <u>検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p>(3) <u>検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び<u>長期施設管理方針</u>)</p> <p><u>第107条の6</u></p> <p><u>各GMは、1号炉及び5号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物^{※1}（以下、本条において「<u>機器及び構造物</u>」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに<u>実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</u></u></p> <p>(1) <u>経年劣化に関する技術的な評価</u></p> <p>(2) <u>前号に基づく<u>長期施設管理方針</u>の策定^{※2}</u></p> <p>2. <u>高経年化評価GMは、2号炉、3号炉、4号炉、6号炉及び7号炉に関し、機器及び構造物について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</u></p> <p>3. <u>高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※3}をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</u></p> <p>4. <u>高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、認可^{※4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</u></p> <p>5. <u>1号炉及び5号炉の<u>長期施設管理方針</u>は<u>添付4</u>に示すものとする。</u></p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</p> <p>※3：原子炉等規制法第43条の3の3第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※4：原子炉等規制法第43条の3の3第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>(3) (1) (2)による方法のほか、「<u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u>」</p> <p>5. <u>検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p>(1) <u>第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u></p> <p>(2) <u>検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p>6. <u>検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p>7. <u>各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p>(2) <u>検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p>(3) <u>検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び<u>長期施設管理方針</u>)</p> <p><u>第107条の6</u></p> <p><u>各GMは、1号炉及び5号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物^{※1}（以下、本条において「<u>機器及び構造物</u>」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに<u>実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</u></u></p> <p>(1) <u>経年劣化に関する技術的な評価</u></p> <p>(2) <u>前号に基づく<u>長期施設管理方針</u>の策定^{※2}</u></p> <p>2. <u>高経年化評価GMは、2号炉、3号炉、4号炉、6号炉及び7号炉に関し、<u>機器及び構造物並びに常設重大事故等対処設備^{※3}</u>について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</u></p> <p>3. <u>高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※4}をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</u></p> <p>4. <u>高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、認可^{※5}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</u></p> <p>5. <u>1号炉及び5号炉の<u>長期施設管理方針</u>は<u>添付6</u>に示すものとする。</u></p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</p> <p>※3：「<u>常設重大事故等対処設備</u>」とは、<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう（7号炉に限る）。</u></p> <p>※4：原子炉等規制法第43条の3の3第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※5：原子炉等規制法第43条の3の3第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(報告)</p> <p>第121条 各GM又は運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第73条)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第88条, 第89条)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第101条)</p> <p>(4) 実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>(5) 第76条第1項から第3項に定める異常が発生した場合</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>(報告)</p> <p>第121条 各GM又は運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第73条)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第88条, 第89条)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第101条)</p> <p>(4) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>(5) 第76条第1項から第3項に定める異常が発生した場合</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合並びに夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)の報告方法は、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p>